

# 津市立学校評議員取扱要綱

平成18年1月1日教育委員会訓第6号

改正 平成29年3月31日教育委員会訓第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市立学校の管理に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第12号）第33条第3項の規定に基づき、学校評議員に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 津市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）に学校評議員を置く。

(定数)

第3条 学校評議員の定数は、各学校ごとに5人以内とする。ただし、校長の求めに応じて津市教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

(委嘱)

第4条 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育長が委嘱する。

(任期)

第5条 学校評議員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の学校評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学校評議員は、再任されることができる。

(秘密の保持)

第6条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市立学校評議員取扱要綱（平成14年津市教

育委員会訓第3号)、久居市立学校学校評議員取扱要綱(平成13年久居市教育委員会訓令第1号)、河芸町立学校学校評議員設置要綱(平成13年河芸町教育委員会要綱第1号)、美里村立学校学校評議員取扱要綱(平成13年美里村教育委員会告示第2号)、香良洲町立学校学校評議員取扱要綱(平成13年4月1日施行)、一志町立学校学校評議員取扱要綱(平成13年一志町教育委員会訓令第2号)、白山町立学校学校評議員取扱要綱(平成13年白山町要綱第3号)又は美杉村立学校学校評議員設置要綱(平成13年美杉村教育委員会要綱第1号)の規定により委嘱されている学校評議員については、この訓の規定により委嘱された学校評議員とみなす。

附 則(平成29年3月31日教育委員会訓第9号)

この訓は、平成29年4月1日から施行する。